

答申（案）

札幌市緑の基本計画の改定について

札幌市緑の審議会
平成22年10月28日

答申にあたって

環境への意識が高まり、地球規模の自然環境の保全や低炭素型社会の構築、多様な生物との共生など、持続可能な社会のしくみづくりへの変革が進められています。

一方、少子高齢化への対応、災害に強いまちづくりの推進、安全で快適な生活環境づくりなど、社会をとりまくさまざまな課題に対しても、みどりが果たす役割への期待は、今後ますます多様に、かつ大きくなっていきます。

みどり豊かな札幌のまちづくりを推進するためには、行政の施策や取組みのみではなく、みどりにかかわる活動を市民の参加や協働によって実践する必要があります。

このみどりの基本計画は、190万人市民一人ひとりのみどりのまちづくり活動の道しるべになるという思いを込めて、平成20年7月30日に諮問を受けてから2年余りの期間をかけて、「札幌市緑の基本計画」の名称を新たに「札幌しみどりの基本計画」と改め計画案をとりまとめました。

この間、ワークショップ、フォーラム、パブリックコメントで得られた市民のみなさまからのご意見や、市民アンケートの調査結果などをもとに、この答申をとりまとめることができました。

最後に、ご協力をいただきました多くの市民のみなさまに深く感謝申し上げます。

札幌市緑の審議会
会長 吉田 恵介

札幌市
みどりの基本計画

目次

本 編

はじめに

■ 札幌市みどりの基本計画とは	003
■ 改定の背景と目的	004
■ 計画の位置づけ ■ 計画対象 ■ 計画の見直し年次	005
■ さっぽろのみどりのはたらき	006

計画の体系

■ 計画の基本理念	009
■ みどりの将来像	013
■ みどりの将来像図[全体配置]	014
■ みどりの将来像の実現に向けた目標	016
■ 計画の体系	018

計画の柱と推進プログラム

■ 柱1 市民などとの協働の推進	021
① みどりにかかわる人の環(わ)をはぐくみます	022
② 市民に生きる活かされる取組みを進めます	025
③ 190万市民の知識と経験を活かします	028
■ 柱2 街中のみどりの創出とネットワークづくり	029
④ みどりの回廊づくりを進めます	030
⑤ 都心のみどりを充実します	033
⑥ 地域らしい身近なみどりを創り・守り・はぐくみます	036
■ 柱3 街をとりまくみどりの保全・活用とネットワークづくり	041
⑦ みどりの保全や創出による環状グリーンベルトづくりを進めます	042
⑧ 身近な森の活用を進めます	045
⑨ 地球環境や生物多様性に配慮したみどりの保全と創出を進めます	048
■ 柱4 公園の魅力の向上	051
⑩ 安全安心と地域コミュニティをはぐくむ公園の管理・運営を進めます	052
⑪ 人・まち・環境に役立つ公園の機能を充実します	053
⑫ 市民ニーズを踏まえた利活用の促進を図ります	057

計画の進行管理

■ 計画の進行管理	059
-----------	-----

活用編

協働による取組みの指針(活動事例をもとに)

■ 地域のみどりづくりや守り・育てる担い手の主な役割	069
■ 地域の特徴を活かした活動について	070
A 住宅地の活動	071
B 商業・業務地の活動	090
C 川沿いの活動	096
D 里山の活動	101
E 里地の活動	108
■ 制度・支援メニュー一覧表	112

参考資料

参考資料1 札幌のみどりの現状	123
■ 参考資料1-1 札幌の人口推移	123
■ 参考資料1-2 札幌の森林	123
■ 参考資料1-3 都市計画法に基づく札幌市域の区分	124
■ 参考資料1-4 緑被現況調査結果	125
■ 参考資料1-5 都心部の緑被分布	129
■ 参考資料1-6 札幌の公園緑地の現況と推移	130
■ 参考資料1-7 札幌の公園緑地の種類	131
■ 参考資料1-8 札幌市の保全緑地(地域制緑地)	132
参考資料2 市民アンケートの結果	133
参考資料3 審議経緯等	138
■ 参考資料3-1 答申までの審議経緯	138
■ 参考資料3-2 諮問と審議会等	140

本 編

■札幌市みどりの基本計画とは

※緑の基本計画

市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称で、1994年の都市緑地保全法（現・都市緑地法）改正で創設され、樹林地、草地、水辺地など都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定める緑に関する総合的な計画である。

緑地の配置の方針や緑地保全地区内の緑地の保全に関する事など地域の実情に応じて定めることとなり、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が地域の実情に応じた施策を講ずることが基本であることから、緑の基本計画の策定主体は市町村とされている。

※札幌市緑の基本計画

札幌市では、札幌市緑化推進条例に基づいて昭和57年（1982年）に策定し、平成11年（1999年）に都市緑地保全法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」として策定した。

※漢字の「緑」の使用について

固有名詞表記や引用文、緑化などの熟語については漢字の「緑」を使用します。

環境への意識が高まり、地球規模の自然環境の保全や低炭素型社会の構築、多様な生物との共生など、持続可能な社会のしくみづくりへの変革が進められています。一方、少子高齢化への対応、災害に強いまちづくりの推進、安全で快適な生活環境づくりなど、社会をとりまくさまざまな課題に対しても、みどりが果たす役割への期待は、今後ますます多様に、かつ大きくなっていきます。

札幌は、わが国でも有数の大都市でありながら、多様な動植物相に恵まれています。この自然と調和した都市環境を将来にわたって守っていくことは、今日の私たち札幌市民に課せられた使命です。

こういったなか、札幌市みどりの基本計画は、これからの時代に向けて環境保全、防災、景観形成、レクリエーションといったみどりが持つさまざまな機能を十分発揮させるとともに、長期的なみどりの将来像を見据えながら、その保全・創出を進めていく際に、次代のみどり豊かな札幌のまちづくりの総合的な指針となるものです。

また、みどり豊かな札幌のまちづくりを推進するためには、行政の施策や取組みのみではなく、みどりにかかわる活動を市民の参画や協働によって実践する必要があることから、このみどりの基本計画は、190万人市民一人ひとりのみどりのまちづくり活動の道しるべになるものです。

<みどりの定義>

この計画では、札幌における公園、森林、草地、農地、河川や湖沼池のほか、民有地を含めたすべての緑化されているスペース、さらには樹木や草花（コンテナや鉢などに植えられたものも含む）などを包括する言葉を、「みどり」と定義します。

この「みどり」の定義を受け、今回の改定では、「札幌市緑の基本計画」から「札幌市みどりの基本計画」と計画名称を改めています。

■改定の背景と目的

※緑の保全と創出に関する条例

市、市民、事業者及び土地の所有者等が相互に手を携えながら本市のみどりを豊かなものにし、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な都市環境を確保することを目的として制定された条例。

※札幌市都市計画マスタープラン

これからの札幌の都市づくりの指針として、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組みの方向性を全市的視点から整理したもの。

※コンパクト・シティ

市民生活に必要な多様な機能が集積している都市の形態。都市の拡大を抑制し、都心部や各拠点の土地の高度利用により、職住近接による交通渋滞の緩和・環境負荷の低減が見込まれるだけでなく、近郊の緑地や農地の保全が図られるとされる。

※自治基本条例

まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、みんなのまちをみんなの手で築いていくためのまちづくりの最高規範。平成19年(2007年)4月施行。

※「環境首都・札幌」宣言

地球温暖化対策への市の姿勢や先進的取り組みを強くアピールするため、「環境首都・札幌」宣言を行い、「さっぽろ地球環境憲章」などを策定して世界に向けて発信するほか、エネルギー戦略を構築する事業。

札幌市では、札幌市都市緑化推進条例(現・緑の保全と創出に関する条例)に基づいて、昭和57年(1982年)に「札幌市緑の基本計画」を策定し、緑化の推進に努めてきました。

その後、平成6年(1994年)に都市緑地保全法(現・都市緑地法)が改正され、「緑の基本計画」が法的に位置づけられたことを受け、平成11年(1999年)6月に17年ぶりに「札幌市緑の基本計画」を改定し、「実現しようみんなの手で 人とみどりが輝くさっぽろ」を基本理念として、計画実現に向け、さまざまな機会を通じて市民とともにみどりづくりに取組み、策定後10年以上を経過して、一定程度の成果をあげてきました。

この間、景観緑三法の制定のほか、地球温暖化対策推進大綱、ヒートアイランド対策大綱、第3次生物多様性国家戦略の閣議決定が行われるなど、地球環境保全の取組みの重要性が増し、みどりをとりまく社会的状況が大きく変化しています。

札幌市では平成16年(2004年)3月に「都市計画マスタープラン」を策定し、“持続可能なコンパクト・シティへの再構築”という理念を打ち出すほか、平成19年(2007年)4月に「自治基本条例」を施行して、市民との協働によるまちづくりを進めるとともに、平成20年(2008年)6月には世界に誇れる環境都市を目指す「環境首都・札幌」宣言を行い、環境保全への取組みを進めています。

その一方、財政的な制約が厳しさを増す中で、これまでつくりあげてきた公園や街路樹、市有林を効果的に守り次代に引き継いでいく必要が生じています。

このようなことから、“市民が主役のまちづくり”と“地球環境問題への対応”を重要課題として位置づけるとともに、効果的なみどりの保全のあり方を踏まえ、「札幌市緑の基本計画」を改定することにしました。

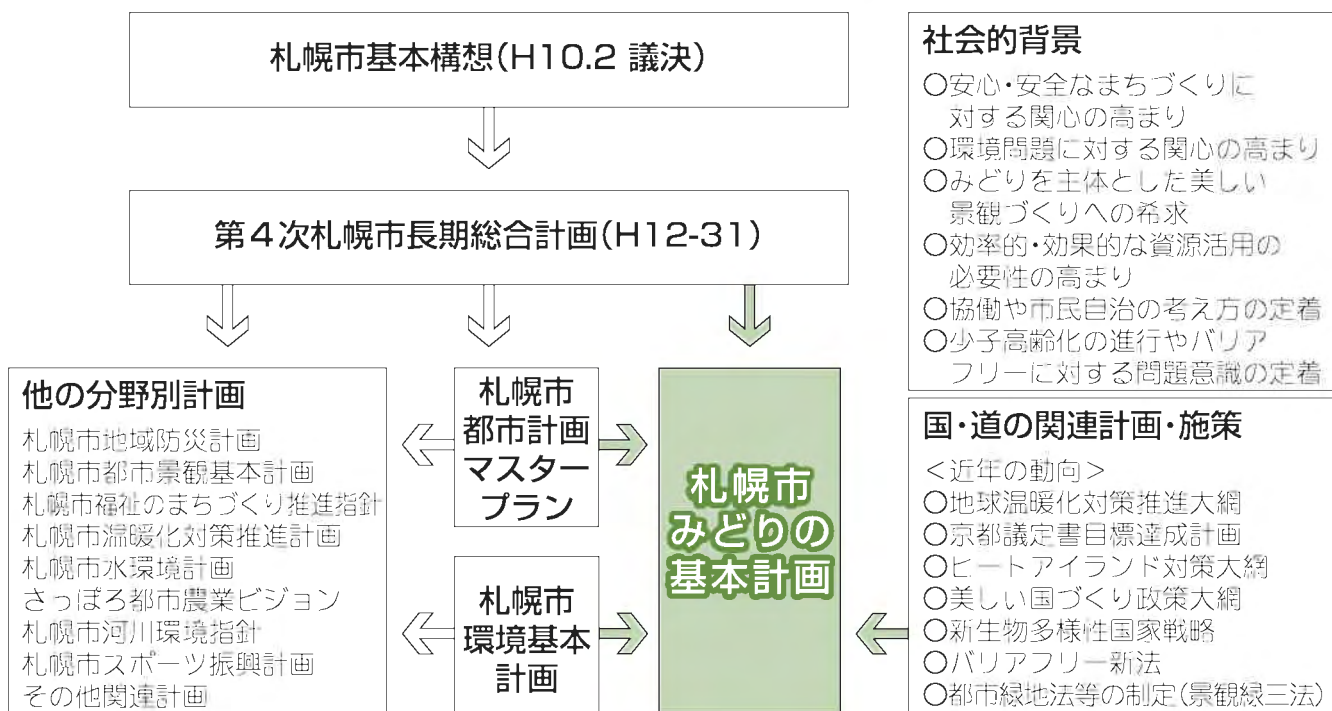
■ 計画の位置づけ

※札幌市基本構想

札幌市のまちづくりの最も基本的な指針として、市議会の議決を経て定めたもの。

上位計画である「札幌市基本構想」、「札幌市長期総合計画」や、「札幌市都市計画マスタープラン」、「札幌市環境基本計画」との整合を図るほか、その他の分野別計画とも整合を図り、みどり豊かな札幌のまちづくりを総合的に推進するための指針として位置づけます。

●札幌しみどりの基本計画の位置づけ



■ 計画対象

※札幌市環境基本計画

札幌市環境基本条例に基づき、環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成10年(1998年)7月に策定した計画。

※第4次札幌市長期総合計画

札幌市基本構想に基づいて、平成32年(2020年)を目標年次とする20年間の総合的な施策体系や展開方針を示した計画。

この計画では、公園や公共地のみどりだけでなく、民有地を含む札幌の街のすべての「みどり」と、みどりを守り育てる活動や取り組みなどの「みどりづくり」を対象とします。

■ 計画の見直し年次

この計画は、第4次札幌市長期総合計画の目標年次にあわせ、計画目標年を概ね平成32年(2020年)として見直します。

■ さっぽろのみどりのはたらき

※みどりのリサイクル

公園や街路樹から発生する枝葉などの植物性廃材を、堆肥などとして、有効に活用していくこと。

※オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない空間。

※ネットワーク

あるものを構成している要素のつながり。または連続されている状態。

●都市環境、地球環境を保全・改善する

* 樹木が増えることでCO₂の低減、水源かん養や大気の浄化のほか、ヒートアイランド現象の抑制につながります。

* 街をとりまくみどりと市街地のみどりを保全・創出・ネットワーク化することで、多様な動植物の生育・生息・移動空間が保全されます。

* 落葉や刈草を用いた堆肥づくりや剪定枝のチップ化による舗装材としての活用など、みどりのリサイクルの取組みが、循環型の都市形成に寄与します。



北海道の森林

●札幌らしい景観をつくりだす

* 藻岩山や豊平川といった、街をとりまく山並み、河川、草地などが街にうるおいを与え、札幌を特徴づける風景・景観を形成します。

* 北国の気候、風土に適した樹木や花が、四季を通じて街並みを彩り、地域の歴史的なみどりやシンボリックなみどりを保全・創出することで、地域ごとの個性的な景観を創出します。



豊平川と藻岩山

※写真出典

防災公園計画・設計ガイドライン

●安全・安心な都市基盤を形成する

*公園や緑地をはじめとするオープンスペースは、災害時の避難場所、延焼防止帯として機能しています。これらを適切に配置・ネットワーク化することで、避難場所などとして重要な機能を果たし、街の安全性や市民の安心感を高めます。



焼け止りになった公園

*一部の公園や緑地は冬季に雪を置く場所として機能するなど、快適な冬の暮らしに貢献します。

*森林や緑地は、水源かん養による洪水の調節のほか、市街地では騒音や振動を緩和する効果もあり、健全な生活空間を担保します。

●人々のさまざまな活動の場となる

*公園や緑地などは、市民の健康増進につながるスポーツ、レクリエーション、休養、散策などの余暇活動の場となります。



森林保全活動の様子

*余暇時間の増大、価値観の多様化などに伴う、園芸活動や自然に親しむライフスタイルを充実させる場となります。

*家庭や学校、地域における自然教育、自然体験などの学習機会の場となります。

●人々をつなぎ、まちに活力をもたらす

- * 公園や緑地、森林での活動を通じて人と人がつながり、コミュニティを醸成します。
- * みどりを通したコミュニティがより大きなつながりやネットワークをはぐくむことで、街に活力や住みやすさをもたらします。



コミュニティガーデンでの語り